

I 計画の基本的な考え方

I 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

本区では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 25（2013）年 3 月に「中央区男女共同参画行動計画 2013」を策定し、男女共同参画推進に取り組んできました。

行動計画策定から 5 年がたち、社会情勢の変化などにより生じた新たな課題への取組が求められています。本区における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、今後 5 年間の取り組むべき課題の基本的方向性を示すとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中央区男女共同参画行動計画 2018」（本計画）を策定しました。

2 計画策定の背景

（1）国の動き

国は、平成 11（1999）年、少子高齢化や国内経済の成熟化など、社会経済情勢の急速な変化に対応する上で、男女共同参画社会の実現は緊要な課題であり、日本の社会を決定する最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

「男女共同参画社会基本法」の制定から 15 年が経過した平成 27（2015）年には、「第 4 次男女共同参画基本計画」（第 4 次基本計画）を策定しました。第 4 次基本計画は、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」をあらためて強調すべき点とし、実効性のあるアクションプランとするため、具体的な数値目標や期限を掲げています。

法律の制定・改正状況を見ると、平成 25（2013）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）が改正され、法律婚または事実婚の配偶者（婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む。）に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者についても、法の適用対象となりました。

平成 26（2014）年には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が制定され、私的に撮影された性的な画像などを、撮影対象者の同意なくインターネットなどに公表する行為を規制しています。

平成 27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が 10 年間の時限立法として制定され、平成 28（2016）年 4 月に全面施行されました。この法律は、国・地方公共団体お

よび従業員数が 301 人以上の民間事業主に女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、情報公表、事業主行動計画の策定を義務付けています（従業員数が 300 人以下の民間事業主は、努力義務）。

平成 28（2016）年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が改正され、事業主に対し妊娠・出産などを理由とする上司や同僚からの嫌がらせの防止措置を講ずることを義務付けました。同年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）も改正され、介護休業の分割取得や介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業などの対象となる子の範囲の拡大が図られました。また、事業主に対し育児休業、介護休業などを理由とする上司や同僚からの嫌がらせの防止措置を講ずることを義務付けました。

さらに、平成 12（2000）年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）は改正が重ねられ、平成 28（2016）年には、被害者から拒まれているにもかかわらず、SNS のメッセージ送信、ブログの個人のページにコメントを送ることなどが新たな規制対象となりました。

（2）東京都の動き

東京都は、平成 12（2000）年に制定した「東京都男女平等参画基本条例」に基づく行動計画として平成 14（2002）年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定しました。平成 18（2006）年にはDV防止法に基づく行動計画として「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、これまで両計画の改定を重ねてきました。

平成 28（2016）年には全国の自治体で初めて「東京都女性活躍推進白書」を策定し、白書では、女性の活躍を確かにするために取り組むべき3つの課題と東京都に変革をもたらすための取組の方向性をまとめています。

平成 29（2017）年には、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画および東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画として「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。

この計画は、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、DV防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の2つの計画で構成され、平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの5カ年を計画期間としています。

この計画において、「東京都女性活躍推進計画」では「働く場における女性の活躍」、「女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現」、「多様な人々

の安心な暮らしに向けた支援」という3領域、「東京都配偶者暴力対策基本計画」では「配偶者暴力対策」、「男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策」という2領域が設けられています。

また、この計画における重点課題として、「働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進」、「働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」、「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」、「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」を掲げています。

(3) 本区の動き

本区では、平成5（1993）年に、男女共同参画社会の推進に向けた活動拠点として女性センター「ブーケ 21」を開設し、女性団体の育成や活動を支援するとともに、女性団体などと連携しながら男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

平成 13（2001）年に「中央区男女共同参画行動計画」を策定するとともに、平成 15（2003）年には公募区民や学識経験者などで構成する「中央区男女共同参画推進委員会」を設置し、計画に基づく施策や事業の取組状況などについて意見や助言を受けています。

その後、社会環境や区政を取り巻く状況の変化に対応するとともに、国や東京都の計画との整合性を踏まえた計画とするため、平成 20（2008）年、平成 25（2013）年に同委員会へ諮問し、答申を踏まえて改定してきました。

これまで、平成 25（2013）年に改定した「中央区男女共同参画行動計画 2013」に基づき、さまざまな施策を展開してきました。

近年、本区では定住人口が平成 10（1998）年以降増加に転じ、平成 29（2017）年1月13日には15万人を突破し、一時は500人台だった年間出生数も2,000人を超え、本区は一層活気にあふれたまちとなりました。

このような状況を踏まえ、今後、区が活力を維持し続け、成長していくためには、地域社会をはじめとしたあらゆる場面で性別を問わずすべての区民が活躍し、能力を存分に発揮することにより、自己実現を図ることができる社会の構築が不可欠になっています。

3 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた本区の実施を示す総合的指針です。
☆本区の特性を踏まえ、男女共同参画社会に向けた施策の基本方針と進捗を管理する事業を示します。
☆行政だけでなく、区民や事業者との協働のもとに進めていく計画とします。
☆社会経済情勢の変化に伴い適宜見直しを行い、改善を図ります。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画です。
- (3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「区市町村推進計画」を包含します。
- (4) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく計画を包含します。

4 計画の期間

平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの5カ年とします。

5 基本理念と目指す方向

本計画の基本理念と、目指す方向を次のとおり設定します。

計画の基本理念

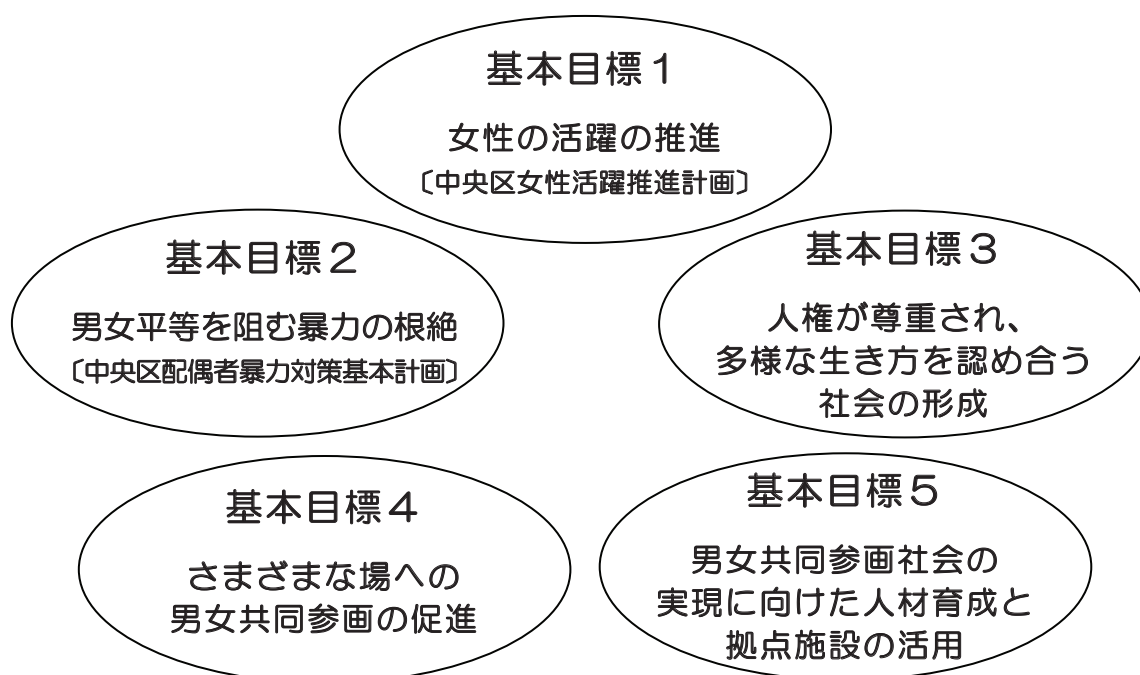
**男女一人一人の人権と個性が尊重され、
みんなが能力を発揮し、活躍できる地域社会の実現**

目指す方向

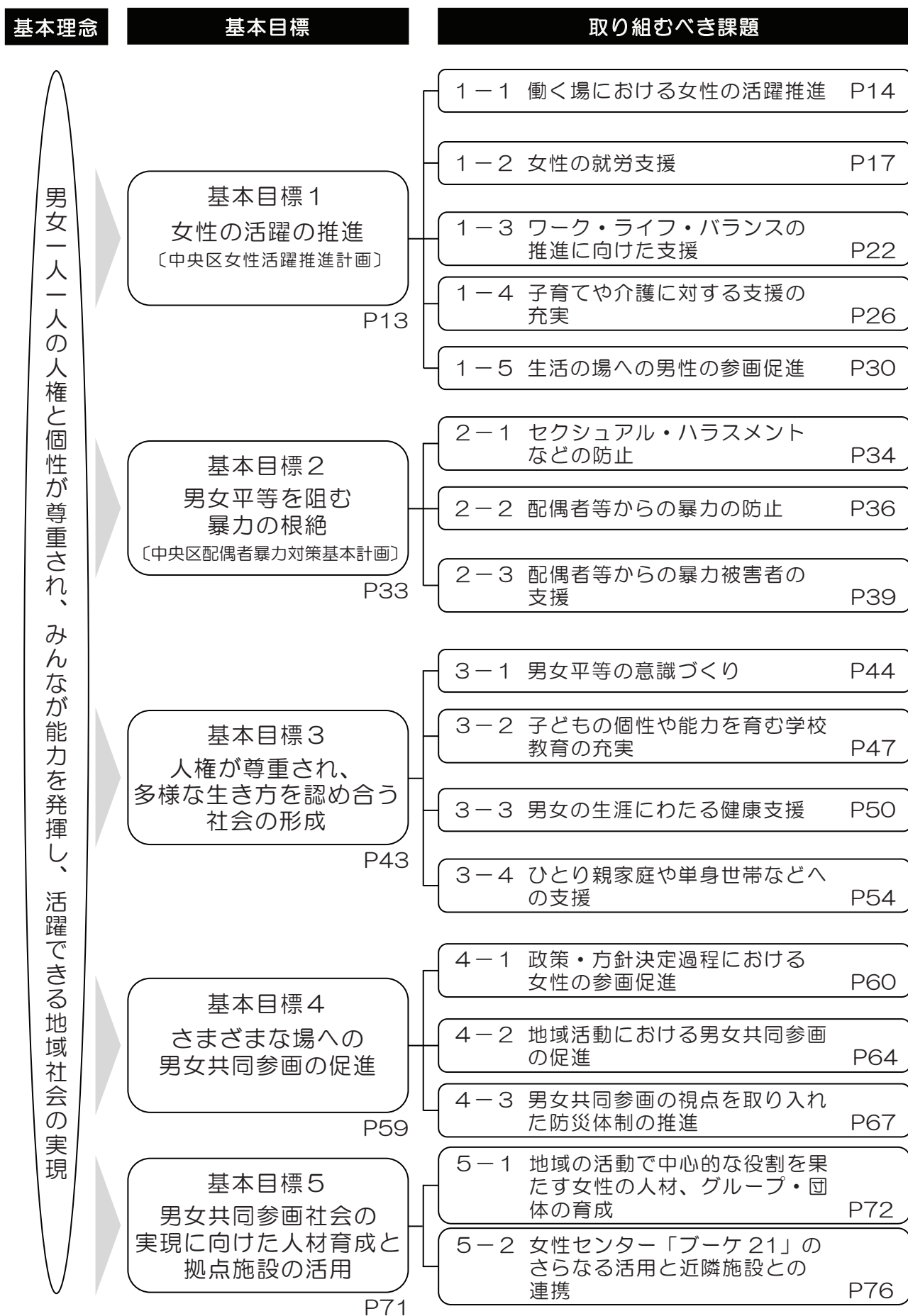
- すべての区民が性別にとらわれることなく、自分の意思で生き方を選択し、働く場でも活躍できる社会を目指します。
- 男女平等を阻む、あらゆる暴力の根絶を目指します。
- 男女平等意識を高め、すべての区民の人権と個性が尊重される社会を目指します。
- 男女がともにさまざまな場面で、いきいきと参画できる社会を目指します。
- 男女共同参画を推進するための人材を育成するなど体制を整備します。

6 基本目標

本計画では、基本理念と目指す方向を実現していくため、次に示す5つの基本目標を設定します。



7 計画の体系



施策

1-1-(1) 女性の活躍推進に向けた意識啓発
1-1-(2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援

1-2-(1) 女性の就労継続に向けた支援
1-2-(2) 子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職支援
1-2-(3) 女性の能力発揮に向けた支援

1-3-(1) ワーク・ライフ・バランスに対する普及・啓発
1-3-(2) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた事業所への支援

1-4-(1) 子育てをしている人への支援
1-4-(2) 家族の介護をしている人への支援

1-5-(1) 男性の家事・育児・介護への参画に向けた普及・啓発
1-5-(2) 男性の家事・育児・介護への参画促進

2-1-(1) セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する意識啓発
2-1-(2) セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の支援

2-2-(1) 配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する意識啓発
2-2-(2) 被害者の早期発見に向けた取組の推進

2-3-(1) 相談機能の充実
2-3-(2) 連携体制の強化
2-3-(3) 被害者の保護と自立支援

3-1-(1) 男女共同参画の意識啓発
3-1-(2) 男女共同参画に関する情報提供

3-2-(1) 学校における男女平等教育の推進
3-2-(2) 人権の尊重や社会・文化の多様性への理解を深める教育の推進

3-3-(1) 生涯にわたる女性・男性の健康支援
3-3-(2) 妊娠・出産期における女性と子どもの健康支援
3-3-(3) 子どもの相談体制の整備

3-4-(1) 家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援
3-4-(2) 経済的自立に向けた就労支援

4-1-(1) 審議会など委員への女性の参画拡大
4-1-(2) 区民の意見反映の機会の充実
4-1-(3) 管理監督職への女性の登用と女性活躍の推進

4-2-(1) 地域活動の場の提供と活動支援
4-2-(2) 地域活動のきっかけづくり

4-3-(1) 防災対策における女性の参画拡大
4-3-(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

5-1-(1) 地域活動における女性リーダーの育成
5-1-(2) 女性センター「ブーケ 21」利用団体に対する支援

5-2-(1) 男女ともに利用される女性センター「ブーケ 21」
5-2-(2) 近隣施設との連携

